

国立大学法人岡山大学業務方法書

〔平成16年5月24日〕
〔文部科学大臣認可〕

（目的）

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項及び国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、大学の教育研究に対する国民の要請にこたえとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする法人の業務の公共的重要性にかんがみ教育研究の特性に常に配慮しつつ、業務の適性かつ効率的な運営を行うものである。

（出資に関する基本的事項）

第3条 法人は、技術に関する研究の成果の活用を促進することが十分に期待できる場合、法人法第22条第1項第6号及び同施行令第3条の規定に基づき、研究成果の活用を促進する事業を実施する者に出資することができる。

2 法人は、出資に関し、法人法第22条第2項に規定する認可の申請をしようとするときは、経営協議会の審議を経た上で役員会の議を経るものとする。

（業務委託の基準）

第4条 法人は、自ら業務を実施するよりも、委託して実施することが効率的であると認められる業務の全部又は一部について、業務が確実に実施され、また、業務の秘密が担保される範囲において、学長が適当と認める者に対して、業務を委託することができる。

2 法人は、前項の規定により業務を委託しようとする場合には、委託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本的事項）

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、原則として、すべて公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

（施設の貸付）

第6条 法人は、特に必要があると認めるときは、施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、学長が適当と認める者に対して貸し付けることができる。

2 法人は、施設又は設備の一部を貸し付けた者から適正な対価の支払を受けることができる。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。